

令和6年8月16日
関東運輸局
自動車技術安全部技術課

自動車検査証の有効期間を延長します

～令和6年台風第7号の影響を受けて～

令和6年台風第7号による大雨の影響に伴い、関東運輸局神奈川運輸支局川崎自動車検査登録事務所（川崎市川崎区塩浜3丁目24番1号）に【高齢者等避難】が発令されたことから8月16日の午後から閉庁しました。

このことから、当該事務所が所管している地域※に使用の本拠の位置を有する自動車（検査対象軽自動車を除く）のうち、自動車検査証の有効期間の満了する日が令和6年8月16日から同年8月18日までの自動車について、令和6年8月19日まで自動車検査証の有効期間を延長します。

※【対象地域】川崎市

1. 道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、自動車検査証の有効期間を延長することとし、本日付けで神奈川運輸支局長名で公示しましたのでお知らせします。

○対象となる車両

神奈川県川崎市に使用の本拠の位置を有する自動車（検査対象軽自動車を除く）のうち、自動車検査証の有効期間の満了する日が令和6年8月16日から令和6年8月18日までのもの。

（有効期間の満了する日の確認は、お手持ちの自動車検査証の有効期間の満了する日（赤枠欄）をご覧ください。なお、電子車検証の場合は自動車検査証記録事項若しくは車検証閲覧アプリでご確認ください。）

有効期間の満了する日 令和6年8月18日

○延長後の有効期間満了日

自動車検査証の有効期間の有効期間を満了する日を令和6年8月19日まで延長



○継続検査の手続き

対象車両については令和6年8月19日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車をご使用いただけます。

なお、有効期間の延長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

○自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続の特例措置）

対象車両の自動車損害賠償責任保険の保険契約のうち、継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが令和6

年8月19日を限度として猶予されます。

詳しくは契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。

2. 今後、対象地域の状況等に応じ、有効期間の再伸長等を検討してまいります。

<お問い合わせ先>

自動車技術安全部技術課 小澤、大久保

TEL：045-211-7255（直通） FAX：045-201-8813

[配布先]

横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、物流専門紙、関東運輸局記者会（ハイタク等専門紙）

(参考1) 参照条文

道路運送車両法（昭和26年 法律第185号）（抜粋）

第61条の2 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

(参考2) 神奈川運輸支局長の公示の内容

(参考2)

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車（検査対象軽自動車を除く）であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和6年8月16日から令和6年8月18日までのものは、令和6年8月19日をもって満了するものとする。

記

川崎市

令和6年8月16日

関東運輸局 神奈川運輸支局長